

2025
March

にちせいきょうさい
日本税理士共済会 からのお知らせ

ハイパーメディカル プラス (医療補償事務所加入プラン)

詳しくは同封の
パンフレットを
ご覧ください



税理士事務所や税理士法人でかける医療補償

大切な職員の方が、安心して治療と仕事を両立するための支援制度、それがハイパーメディカルです。

貴社の業務に従事する方(所長・代表社員・従業員等)を無記名で補償

お申込・資料のご請求は、下の資料請求フォームにご記入の上、FAX 送信願います。
取扱代理店より詳細資料を送付します。

日本税理士共済会の 福利厚生サービス WELBOX

お一人様 会費月額 500円 (税込・年間6,000円) で
企業等が導入している福利厚生と同様のメニューを会員価格(割引)で
利用できるサービスです。



詳しくは…「会員専用ホームページ(体験版)」をご参照ください。

<https://www.welbox.com/>

会員番号 パスワード
0040-0110 020701

(照会はできませんが予約はできません)

にちせいきょうさい 日本税理士共済会
TEL.03-5740-0321 FAX.03-5740-0323
e-mail jim@zeirishikyosai.com URL <http://www.zeirishikyosai.com>

税理士団体保障・選べる医療保障マイセレクト・所得補償・団体介護保障のお申込は同封の
申込書に必要事項を記入し、返信用封筒にて郵送願います。

ハイパーメディカル 資料請求書

該当項目の□欄に✓を入れて共済会あてにFAXまたは郵送願います

フリガナ お名前	<input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 職員		性別	男・女	生年 月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日生
<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 自宅	〒				所属 会名		税理士会 支部		
電話	日中通話可能な番号をご記入ください		FAX	税理士 登録番号		職員の方は事業主の登録番号をご記入ください			
事務所名									
資料請求	<input type="checkbox"/> ハイパーメディカル(医療補償事務所加入プラン)								

FAX 03-5740-0323 お送りいただいた個人情報は日本税理士共済会個人情報取扱基準に基づき
厳正に管理し、今回の募集等共済会運営に必要な範囲で使用いたします。

新規募集が はじまりました!!

死亡と高度障害を保障

税理士 団体保障

130万円～4,000万円までの11種類の金額より
保障額の選択が可能
天災を含む災害割増特約付

要介護2以上を保障

団体介護保障

保障額の選択が可能
本 人 400万円・600万円・800万円・1,000万円
配偶者 400万円・600万円・800万円
それぞれの実父母 100万円・200万円

入院・手術・死亡を保障

選べる 医療保障 マイセレクト

がん・女性疾病重点保障プラン等 オプション様々

就業不能中の収入源の備え

所得補償

うつ病や認知症での就業不能も補償対象

充実のがん通院補償

ハイパーメディカル プラス (医療補償事務所加入プラン)

モバイルサイトは
こちら➡



新しい時代でも大切にしていきたい、税理士同士の“助け合い”

各制度の詳細は、同封のパンフレット・チラシをご覧ください。

税理士団体保障

災害死亡(高度障害)の場合、最高6,000万円の保障!

- 税理士・所属税理士・事務所職員の方が事務所全体でも個人単位でも加入できます。
- 配分金(配当金)あり。天災含む災害割増特約付の保障となります。
- 1年更新。新規加入は70歳まで、最長80歳まで継続ができます。

募集中!

5/9(金)締切



団体介護保障

税理士業界初の団体型介護保険

- 税理士本人と配偶者、親が加入できます。
- 生活介護保険金は要介護2以上で支払われ、受取方法は一時金か年金の選択ができます。

募集中!

5/9(金)締切



選べる医療保障 マイセレクト

選べるオプションが5種類!

- 税理士・事務所職員の方、および本人の加入を前提に配偶者・子どもが加入できます。
- 基本保障は1泊2日以上の入院、手術、死亡が支払対象です。
- 1年更新。新規加入は69歳まで、74歳まで継続可能です。
- 入院給付金は通算1,095日までお支払いいたします。

募集中!

5/9(金)締切



所得補償

うつ病や認知症での就業不能も補償

- 税理士・事務所職員の方、および税理士の配偶者(専従者・家事従事者)が加入できます。
- 免責期間は4日間。ただし入院による就業不能は入院1日目からお支払いいたします。

募集中!

5/9(金)締切



にちせいきょうさい 日本税理士共済会 独自の見舞金制度

同じ仕事をしている「なかま」だからこそ助け合い「見舞金」

災害見舞金制度

昭和28年、西日本を襲った豪雨災害の被災税理士の救済をきっかけに日本税理士会連合会の内部組織として産声をあげたのが「日本税理士共済会」です。

創立記念日の10月26日は「税理士相互扶助の日」として記念日登録されています。

創立以来の助け合い制度で、共済会の制度に加入されている税理士・専従者・事務所職員が自然災害で被災した場合、お見舞金を支給します。

会務従事者見舞金支援制度

税理士が無料税務相談等の会務従事中に、病気を原因としてお亡くなりになられた場合など、損害保険では支払対象外となる事由が発生した場合に、所属の税理士会が会員に対し見舞金を支給するときに、日本税理士共済会が支援する制度です。この制度は、加入者以外の税理士にも何か支援が出来ないかとの趣旨で発足した制度です。



(きょうこ)

共済会ではその他、このような制度を取り扱っております。

おしどり保障

税理士とその配偶者が加入できる“ご夫婦の生命保障”

個人年金

旧個人年金保険料控除適用 別途積増金制度有

次回募集は **2025年夏DM**で!